

鳥取県が できるまで



鳥取県の歴史を
知ろう!



鳥 取 県

はじめに

私たちのふるさと鳥取県は、鳥取砂丘や大山をはじめとする豊かな自然と歴史を背景に、県民一人ひとりが生き生きと生活しています。

鳥取県の歴史をふり返ると、明治9年（1876）に鳥取県が一時期廃止となり、島根県に合併された歴史があります。この時、多くの人たちが努力した結果、明治14年に再び島根県と分かれて新しい鳥取県が誕生することになりました。この歴史的な鳥取県が生まれた日にちなみ、私たち一人ひとりがふるさとの大切さを実感し、県民の一体感を高める日として平成10年（1998）に9月12日を「とっとり県民の日」とすることが定められました。

私たちはこの日の大切さを県民のみなさまにお伝えするためにこの「鳥取県ができるまで」を作成いたしました。「とっとり県民の日」をきっかけとして、みなさまと一緒に鳥取県や地域のことを考えてみるひとつのきっかけにできればと考えています。

鳥取県再置に努力された方たちのことを思い、力を合わせて自信とほこりを持てる鳥取県を築いていきましょう。

令和4年7月

鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

目次

- 1 鳥取県はいつできたの? 4
- 2 鳥取県はなぜなくなったの? 6
- 3 いつ鳥取県にもどったの? 8
- 4 再置後の鳥取県のように 10
- 鳥取県のおゆみQ & A…………… 12

とっとり県民の日とは?

明治14年に現在の鳥取県が誕生した日にちなみ、平成10年より、9月12日が「とっとり県民の日」として制定されました。

「とっとり県民の日」は、「県民が、ふるさとの理解と関心を深めるとともに、ふるさを愛する心を育て、もって自信と誇りの持てる鳥取県を力を合わせて築きあげることがを期する日」であり、関連イベントの実施、施設の無料開放と入場料割引、学校での県民の日給食などの取り組みを行っています。



1 鳥取県はいつできたの？

明治4年（1871）7月14日の**廃藩置県**^{※1}により鳥取藩が鳥取県になりました。

◆ 鳥取県ができたころの区域

鳥取県ができた当時は、江戸時代の**因幡国**と**伯耆国**^{※2}の区域に加えて、今の兵庫県や島根県の一部も鳥取県の区域となりました。

江戸時代には**播磨国**（現在の兵庫県の一部）のなかに鳥取藩の領地^{※3}がありました。その関係から廃藩置県の時に播磨国の一部が鳥取県となりました。



播磨国の一部を含む鳥取県



隠岐国を含む鳥取県

また島根県の**隠岐**は、**浜田県**^{※4}が管かつしていました。しかし、浜田県は距離が遠く管理が難しいので、鳥取県へ移してほしいと明治政府に願い出ました。これによっておよそ5年間、鳥取県が隠岐を管かつすることになりました。

ことばの説明

- ※1 **廃藩置県** 全国の藩をなくして、新しく府や県をおく明治政府の政策です。
- ※2 **因幡国と伯耆国** 国は奈良時代に起源をもつ地域の名前です。鳥取藩には、因幡国と伯耆国（現在の湯梨浜町から西側）がありました。
- ※3 **鳥取藩の領地** 播磨国には、江戸時代の初めから鳥取藩の領地（1万石）がありました。これを福本藩とよびました。これがもとで廃藩置県のときに鳥取県になりましたが、わずか4ヶ月で現在の兵庫県に移されました。
- ※4 **浜田県** 現在の島根県浜田市を中心とする県。現在の島根県の区域には、浜田県のほかに松江県、母里県、広瀬県などもありました。

◆ 鳥取県の初代知事



河田景与 (1828~1897)

鳥取県の初代知事（当時は権令^{ごんれい}*1という）には鳥取藩の武士出身で明治維新で活やくした河田景与^{かわた かげとも}が任命されました。河田は、明治4年7月から明治5年11月まで権令を務めました。この頃の鳥取県の人口はおよそ38万5千人（隠岐をふくむ）で、県庁舎は現在の鳥取市武道館のところにありました。

河田景与の後任として知事（当時は参事^{さんじ}*1という）になったのは、福井藩出身の関義臣^{せきよしおみ}*2でした。関は、明治6年5月まで鳥取県参事として、警察制度や学校制度、地方議会（現在の県議会）などいろいろな仕組みを作りました。

また、隠岐を管かつするには、県庁を米子に移す方が便利であると考え、政府に働きかけました。しかし、これは実現しませんでした。



関義臣 (1838~1918)

ことばの説明

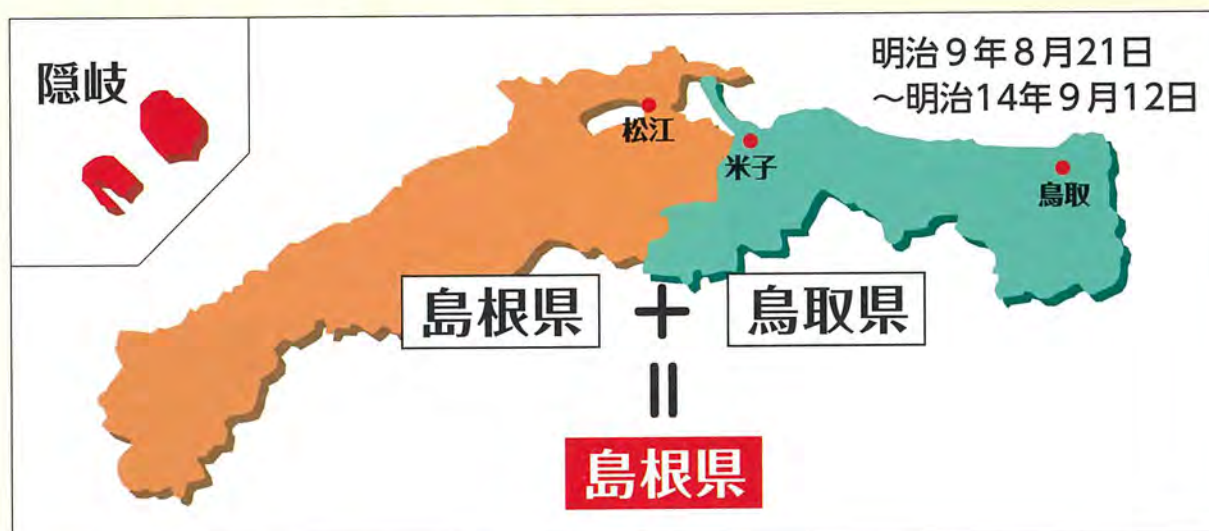
※1 権令／参事 県行政の責任者を現在は知事といますが、明治時代の初期には、権令、参事、県令といった名前（職名）が用いられました。

※2 関義臣 幕末の志士として有名な坂本龍馬と親交があったといわれています。後に山形県や徳島県の知事も務めました。

2 鳥取県はなぜなくなったの？

明治9年（1876）8月21日、鳥取県が廃止されて島根県に合併されました。この時代はおよそ5年間続きました。

◆ 東西に細長い島根県



東西に細長い島根県

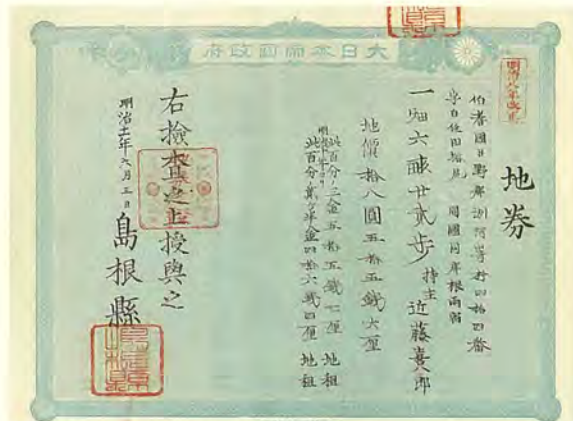
鳥取県がなぜ島根県に合併されたのか、はっきりした理由は分かっていません。ただ、当時の明治政府には、江戸時代に石高^{こくだか}*1が大きかった藩や幕末に勢力を伸ばした藩を取り除くという方針がありました。ちなみに、鳥取藩は32万石で、全国で13番目の石高でした。

鳥取県を合併した島根県は、東西に細長い地形^{*}2となりました。鳥取にあった県庁、師範学校^{しはん}*3、裁判所はそのまま残りましたが、呼び方は支庁、分校、分所に変わりました。役所や学校に勤めていた人は県庁の置かれた松江に移ることが多かったため、鳥取は政治や経済の発展から取り残されていきました。

ことばの説明

- ※1 石高 土地の生産力を米の生産量であらわしたもので、藩の大きさも石高であらわされます。
- ※2 東西に細長い地形 鳥取県の東（現在の岩美町）から島根県の西（現在の益田市）まで、およそ320kmあります。
- ※3 師範学校 小学校の先生を養成する学校のことです。

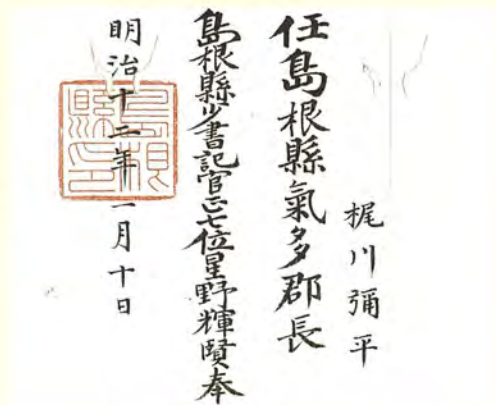
◆ 島根県時代に作られた資料



地券

島根県時代には、地方の仕組みが大きく変わりました。もとの鳥取県には9つの郡が設置され、それぞれに郡長^{※2}が置かれました。気多郡は、現在の鳥取市気高町付近です。

この地券^{※1}は、現在の日野郡江府町の土地（畑）を所有していた人に出されました。左はしの日づけは、明治11年6月3日で、その下には島根縣^{けん}（県）とあります。



気多郡長の任命書

◆ 生活が苦しくなった士族

明治時代になると、もと武士であった士族は、家禄^{※3}の廃止や刀を差すなどの特権を失いました。とくに家禄の廃止は大きな問題で、士族は失業の状態となりました。士族のなかには、役人や巡查、教員になる者もいました。しかし、多くの士族は、慣れない商売に手を出し失敗（士族の商法）して、さらに生活が苦しくなりました。

苦しい生活となる原因のひとつは、島根県に合併されていることであると考えた士族たちは、鳥取県の再置を要求するようになりました。

ことばの説明

- ※1 地券 明治6年から始まった地租改正で土地の所有者を決めるために出されたものです。
- ※2 郡長 郡を治めた長官で、大正15年（1926）まで置かれました。
- ※3 家禄 江戸時代の武士に与えられていた給料。藩がなくなってからは、明治政府がかわりに支給していましたが、明治9年に廃止しました。

3 いつ鳥取県にもどったの？

明治14年（1881）9月12日、鳥取県再置運動が実をむすび、再び鳥取県が設置されました。

◆ 鳥取県再置運動（明治13～14年）



愛護会の人たち

島根県から分かれて再び鳥取県を作るための活動を、鳥取県再置運動とい
います。上の写真にうつっている人たちは、愛護会^{あいごかい}※¹を結成して再置運動
を行いました。

愛護会以外では、共斃社^{きょうへいしゃ}※²と呼ばれる団体が、鳥取県の再置運動を行
いました。しかし、共斃社は暴力的な活動をしたので社会問題となりました。
島根県知事（当時は県令^{けんれい}という）の境二郎^{さかいじろう}も、鳥取を島根県から分けたほ
うがよい、と政府に願い出ました。これらの動きを受けて、明治政府は調査
のために山県有朋^{やまがたありとも}※³を島根県^{はけん}に派遣しました。

ことばの説明

- ※1 愛護会 ^{おかざきへいない}岡崎平内（写真の前列右から2人目）が「ふるさとを愛護する」という意味で名前をつけた団体で、鳥取県再置運動の中心となりました。
- ※2 共斃社 ^{あだちながさと}足立長郷を社長とする士族を中心とする団体で、「共にたおれる覚悟で活動する」という意味があります。社員の数は2千名～3千名といわれ、その活動のひとつに鳥取県再置運動がありました。
- ※3 山県有朋 長州藩（現在の山口県）出身の軍人で政治家。総理大臣に2度なっています。

◆ 山県有朋の島根県巡視

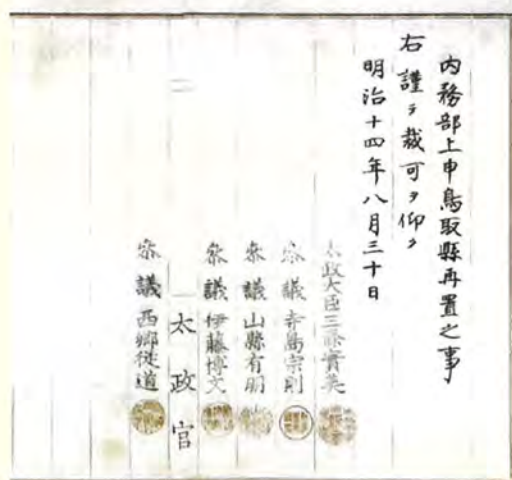
明治政府で参議さんぎの職にあった山県有朋は、明治14年7月17日からおよそ2週間をかけて、島根県を巡視すん*1しました。

山県は、鳥取の交通の不便さや生活に苦しむ士族のようすを見て、「島根県を割って鳥取県を置くことが急がれる」と報告しました。



山県有朋 (1838~1922)

◆ 再置された鳥取県



鳥取県再置ノ件

明治14年8月30日、太政大臣たじょうだいじんの三條実美じょうさねとみや山県有朋を含む計5人が会議を行い、鳥取県再置を決定しました。左の資料がその時のもので、東北地方にご巡幸じゅんこう*2中の明治天皇の許可をあおぐ形となっています。

再置に反対した人々

倉吉や米子地方には鳥取県再置に反対する動きがありました。反対の理由は、再置によって税金の負担が増すこと、県庁の位置が鳥取よりも松江にあった方が便利ということなどでした。

ことばの説明

- ※1 島根県を巡視 山県は、但馬地方（現在の兵庫県）から鳥取に入り、およそ1週間滞在して鳥取の状況を調べました。その後、米子、松江と巡視を行いました。
- ※2 巡幸 天皇が各地を見回って歩くこと。

4

再置後の鳥取県のようにす

明治14年（1881）9月12日、鳥取県が再置され、新しい県づくりが始まりました。

◆ 山田信道の県づくり



山田信道（1833～1900）

再置後の初代知事（当時は県令という）となったのは、熊本藩出身の山田信道^{やまだのぶみち}※1です。

山田は、生活に苦しむ士族に仕事を与えること（士族授産^{しゅざん}）、道路網^{もろ}の整備、産業や教育の振こ^{おこ}うを目標に新しい県づくりに力を注ぎました。山田が最初に着手したのは、道路網の整備でした。

明治16年から大規模な道路開設事業が始まり、現在の国道9号線を初めとする主要道15路線500kmを改修しました。

また、士族授産として、北海道移住政策を行い、釧路^{くしろ}や岩見沢^{いわみざわ}などに士族を移住させました。その一方で、鳥取に残った士族に、養蚕^{ようさん}・製糸業^{かいこ}（蚕を育てて生糸を作る）に取り組ませることにしました。



因伯新道紀功碑^{いんぱくしんどうきこうひ}※2

ことばの説明

- ※1 山田信道^{だいにしんいん} 大審院（現在の最高裁判所）の判事^{はんじ}から鳥取県の知事（当時は県令という）になりました。鳥取県での在任期間は7年1ヶ月に及びました。その後、福島県、大阪府、京都府の知事、農商務大臣^{のうしやうむ}を務めました。
- ※2 因伯新道紀功碑 道路を作った山田の功績をたたえて建てられました。鳥取県庁と城南神社^{じょうなん}の間に建てられています。

鳥取県庁舎

鳥取県の政治の中心となる建物が、県庁舎です。昭和37年（1962）に建てられた現在の県庁舎は、4代目の建物になります。



明治18年建築の庁舎（2代目）

昭和18年の鳥取大地震で大きく壊れたため、解体されました。



昭和19年建築の庁舎（3代目）

鳥取大地震後に応急的に建てられました。

◆ たびかさなる災害を越えて

明治14年に鳥取県が再置されてから、およそ140年がたちました。この間には、二十世紀梨のように、鳥取県を代表する産物が作られたり、鳥取砂丘や大山が国立公園に指定されるなど、全国に誇るできごともありました。

一方では、水害が毎年のように発生したり、鳥取大地震^{※1}（昭和18年）や鳥取大火^{※2}（昭和27年）という大災害にも見舞われました。鳥取県は、このようなたびかさなる苦難を乗り越えてきました。私たちは現在の鳥取県を築いてきた先人の努力に敬意を表し、ふるさと鳥取県のことを思う気持ちを大切にしていかなければなりません。

ことばの説明

※1 鳥取大地震 9月10日の夕方に発生した、マグニチュード7.2（震度6）の地震。1210名に及ぶ死者を出し、13000戸を超える家屋が全壊しました。

※2 鳥取大火 4月17日に鳥取市吉方付近で発生した火事。市街地の3分の2にあたるおよそ160ヘクタールが焼失しました。



鳥取県のあゆみQ & A

みなさんの疑問にお答えします。

Q 河田景与、関義臣、山県有朋、山田信道はみんな同じような服を着ているけど？

A 河田、関、山県、山田は、ちやくにんかん勅任官といって天皇から任命されて仕事につきました。勅任官だけが着ることのできた服で、たいれい大礼服といいます。

Q 島根県に合併されていた時の県庁はどこにあったの？

A 松江です。当時の記録では、徒歩や馬、かご、船に乗って出かけました。鳥取から松江に行くのに3日も4日もかかることもあったようです。

Q 北海道にはどれくらいの人が渡ったの？

A 山田知事の移住政策で、くしろ釧路、いわみざわ岩見沢、えべつ江別、むろらん室蘭、ねむろ根室の5ヶ所におよそ440戸の士族が移住しました。その後、農業や漁業などを仕事にする人たちが、移住をはじめ、大正時代の終わり頃までに、およそ2万3千人が北海道に移住しました。きりんじ麒麟獅子舞やかさおど傘踊りなど鳥取地方の伝統芸能も伝わっています。

参考図書



- 『鳥取県再置秘史』吉村ふごつ撫骨編集、1930年発行
- 『鳥取県郷土史』鳥取県、1932年発行
- 『鳥取県史』（近代第2巻政治篇）鳥取県、1969年発行
- 『鳥取県史』（3近世政治）鳥取県、1979年発行
- 『鳥取県の誕生一再置の前後一』松尾茂著、1981年発行
- 『鳥取県大百科事典』新日本海新聞社、1984年発行

写真や資料を提供していただいた皆さん

おはらまさのぶ小原正信さん（関義臣）、こんどうとしお近藤登志夫さん（地券）、山口県文書館（山県有朋）、独立行政法人国立公文書館（鳥取県再置ノ件）、鳥取県立博物館（河田景与）

写真や資料を引用した図書

『鳥取県再置秘史』（愛護会の人たち）

※その他の写真や資料のうち気多郡長の任命書、山田信道、因伯新道紀功碑、明治18年建築の庁舎、昭和19年建築の庁舎の写真は、鳥取県立公文書館所蔵

編集 鳥取県立公文書館 電話 0857-26-8160 ファクシミリ 0857-22-3977

発行 鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

電話 0857-26-7070 ファクシミリ 0857-26-8112

R4.7